

公共労速報 No.216

2015年2月23日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL 03-3872-6175

年末年始の休日給支給の議事録確認を交わす

公共労は2月23日に理事者と団交を行いました。団交で理事者は、2月17日の公共労の抗議文（2014年秋闘の団交で合意した「年末年始に交替制勤務者に休日給を支給すること」について、①未だに理事者が労使の合意書の取り交わしを行っていないこと、②関東中央病院で休日給が支給されていないことに抗議したもの）に対して、①は、今年の団交時の発言を議事録確認として取り交わしたい、②の関中の問題は、休日給を支給する趣旨を病院に説明し、病院も休日給を支給するといっている、と答えました。

理事者の発言を受けて、「平成26年11月12日団体交渉議事録（抜粋）を確認する」との文書を取り交わしました。関中では、病院側から組合に「今年は休日給を1日分支給することとした」との回答があり、3月には支部団交を行うことになっています。

平成26年度と27年度の給与改定を協定 現給保障の経過措置は3年後に協議することに

理事者が、「平成26年度の給与改定（賃上げ）と平成27年度の給与改定（賃下げ）はセットだ」と提案していた問題について、公共労は「セットは不当だ、平成27年度の賃下げに伴う現給保障の経過措置が3年間では問題だ、その後の経過措置を3年後に協議することが確認できなければ27年度の給与改定には合意できない」と主張していました。

団交で理事者は、「27年度の賃下げに伴う現給保障の経過措置については、平成29年度中に協議を行うこととすることで合意して頂きたい」と答えました。

公共労は、「3年後には誠実に協議して頂きたい」と発言し、「平成27年4月の給与改定に伴い、平成29年度までの経過措置として支給される給料の取り扱いについては、平成29年度中に協議を行いこととする」との覚書を交わし、「平成26年度及び平成27年度給与改定に関する協定書」、「平成26年12月期一時金に関する協定書」などを協定・調印しました。

これにより、2014年度の給料表の引上げ、通勤手当引上げ（自動車等使用者）、12月期一時金の引上げに伴う差額が3月17日に支給されます。

また、2015年4月から給料表の額は引下げられますが、3月の給料額を保障する経過措置により、3年間は賃下げが実施されませんし、その後の経過措置については3年後に労使で協議することとしました。

さらに、平成18年度の給与構造改革（号給の4分割、成績主義など）による大幅な賃下げに対する現給保障の経過措置が今年の3月で廃止されることになっていましたが、交渉の結果、さらに3年間の経過措置により段階的に縮小して廃止することとしました。